

回覧

よっちゃん通信 No.32

笛吹市地域振興促進助成金 新規活用団体

募集



笛吹市地域振興促進助成金とは
継続して取り組むことが
できる新規事業を対象に

それぞれの地域特性と創造性を活かした
まちづくりを進めることができるよう支援
するためのものです。



3年間で最大
180万円

- 1事業の助成限度額は
1年目は100万円以内
2年目は 50万円以内
3年目は 30万円以内
- 助成金は、対象経費に対して次の割合で行います。
①対象経費が5万円以内のもの ⇒ 10割
②対象経費が5万円を超えるもの ⇒ 5万円または7割

こんな経費に使えます! 一例

- ・講師への謝礼
 - ・チラシ、ポスターなどの印刷費
 - ・会場などの使用料
 - ・必要最低限の食糧費
(申請団体が消費する分は対象外)
 - ・備品購入費
※助成1年目のみが対象で、助成金額の3割まで。
レンタルでまかなえる備品は対象外。事業以外への使用不可。
- 

対象とならない経費 一例

- 団体運営や団体構成員に関する経費
- 事業実施に必要でない経費
(例:助成金の申請等に関する経費)
- 団体構成員の人件費
- 賞金、表彰金
- インターネット関連の経費
- 委託費(警備費、ゴミ処理料を除く)

対象となる団体

以下のすべてに該当する団体が助成対象です。

- 市民協働に関心のある5名以上で構成された団体で、代表者および構成員の6割以上が市内に住所を有する成人である団体
- 主な活動の場が市内である団体
- 適切な会計処理が行われている団体
- 団体の定款・会則等が定められている団体

対象とならない事業（一例）

- 営利を目的とする事業
- 事業の名称等に政治・宗教等に関係する文言が含まれている事業
- 施設等の建設・整備・修理を目的とする事業
- 当該年度に、市・県・国等公共の補助金等（補助金、交付金、委託料）を受けている事業
＊他の補助金等の活用が見込まれるもの同様です。
- 通常実施されてきた既存の取組がある事業（例：祭、文芸発表会、作品展示会、スポーツ大会、音楽イベント等）
- 助成金がなければ継続できない事業
- 当該年度3月末日までに完了できない事業（例：印刷物などの成果物が3月末日までに納品されない事業）

申請前に必ず
ご確認ください！



申請・実施手順

助成事業の対象となるかを募集要項で確認する

協働する担当課に相談・指導・助言を受ける

＊その事業が実施可能か確認してください。

＊既存の補助金、適当な支援策について協議してください。

募集期間に申請書類を提出する

翌月、審査会でプレゼンテーションをする

＊助成金額が5万円を超える場合のみ審査会を行います。

市長が助成金交付の可否を判断する

事業を開始する

事業終了後に実績報告書を提出する

精算払い請求書を提出する

翌年度の市民活動団体交流会等で実績を発表する

助成の回数

●同一事業は最大3回まで助成を受けることができます。ただし1会計年度において1回を限度とします。

●同一団体が申請できる事業は2事業までです。

詳しい募集要項や申請様式は
「よっちゃばるネット笛吹」をご覧下さい！

よっちゃばる
ネット笛吹への
アクセスはこちらから▶

